

町民税
県民税

特別徴収のしおり

■特別徴収事務についてのお問い合わせ・異動届出書等の提出先

苓北町役場

税務住民課

<住所> 〒863-2503

熊本県天草郡苓北町志岐660

電話 (0969) 35-1115 (直通)

(0969) 35-1111 (代表)

(※各種様式については、コピーされるか苓北町ホームページよりダウンロードして使用下さい。)

もくじ

- ・町民税・県民税の特別徴収について P1~P2
- ・郵便局指定通知書 P3
- ・退職や税額変更などによる納入金額の訂正について P4
- ・給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用） . . . P5
- ・給与所得者異動届出書について P6
- ・給与所得者異動届出書の記載要領 P7
- ・給与所得者異動届出書（様式） P8
- ・町民税・県民税特別徴収依頼届出書（様式） P9
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（様式） P10
- ・退職所得に対する町民税・県民税の特別徴収について P11
- ・退職所得(分離課税)に係る町民税・県民税の所得割額の計算例 P12
- ・退職所得に係る町民税・県民税特別徴収税額納入内訳書（申告書）（記載例） P13
- ・退職所得に係る町民税・県民税特別徴収税額納入内訳書（申告書）（様式） P14
- ・給与支払報告書の提出について P15

<町民税・県民税の特別徴収について>

1 特別徴収及び特別徴収義務者とは

特別徴収とは、給与所得者が1年間に納付しなければならない町民税・県民税額（特別徴収税額）を給与の支払者が毎年6月から翌年の5月までの年12回に分けて、毎月の給与から差し引いて納めていただく方法です。

この特別徴収の義務を負う給与支払者（所得税の源泉徴収義務者）を「特別徴収義務者」といいます。

2 特別徴収の対象となる人

本年1月1日現在、苓北町内に住所を有し、前年中に給与の支払いを受け、かつ、本年4月1日現在において給与の支払いを受けている人です。

3 特別徴収税額の確認等について

同封しました「給与所得に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は、5月31日までに各納税義務者に交付してください。

なお、既に退職した人については、このしおりの「給与所得者異動届出書」を至急提出してください。

4 特別徴収の方法

(1) 同封の「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に基づき、本年6月から翌年5月までの12か月間に毎月支払われる給与から徴収してください。

(2) 特別徴収税額を通知した後に、その税額を変更する理由が生じたときは、役場から変更通知書を送付しますので、変更された月割額を徴収してください。また、変更通知書のうち納税義務者用は、各納税義務者に交付してください。

5 特別徴収税額の納入及び納入期限

本年6月から翌年5月までの毎月の給与等から徴収した月割額の合計額は、同封の「納入書」によって徴収した月の翌月10日までに指定された金融機関に納入してください。ただし、翌月10日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、その週休日明けの日が納入期限となります。

6 納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事業所は、申請によって町長の承認を得た場合、毎月の給与から徴収した税額を年2回の納期（12月10日までと6月10日まで）に分けて納入することができます。納期の特例承認申請をする場合は、事前に役場へご連絡ください。

7 転勤・退職等の場合の届出について

転勤・退職等により給与の支払いをしなくなった場合は、P7の記載要領を参考に異動があった月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。この届出書の提出が遅れますと「督促」や「滞納処分」等の対象者となったり、退職等をされた方に一度に高額を負担をお願いしたりすることになりますので、お早めに提出していただきますようお願いいたします。

◎ 退職者の一括徴収

翌年1月1日から同年4月30日までの退職者は、本人からの申出がなくても未徴収税額を一括徴収(最後の給与等で税額を一度に徴収する方法)してください。

なお、本年6月1日から同年12月31日までの退職者についても、未徴収税額の一括徴収をお奨めいただきますようお願いいたします。ただし、死亡による退職の場合は、一括徴収することができませんのでご注意ください。

8 社名や所在地の変更等があった場合は、P10の「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を速やかに提出してください。

9 指定納付場所(苓北町から送付した納入書を使用される場合)

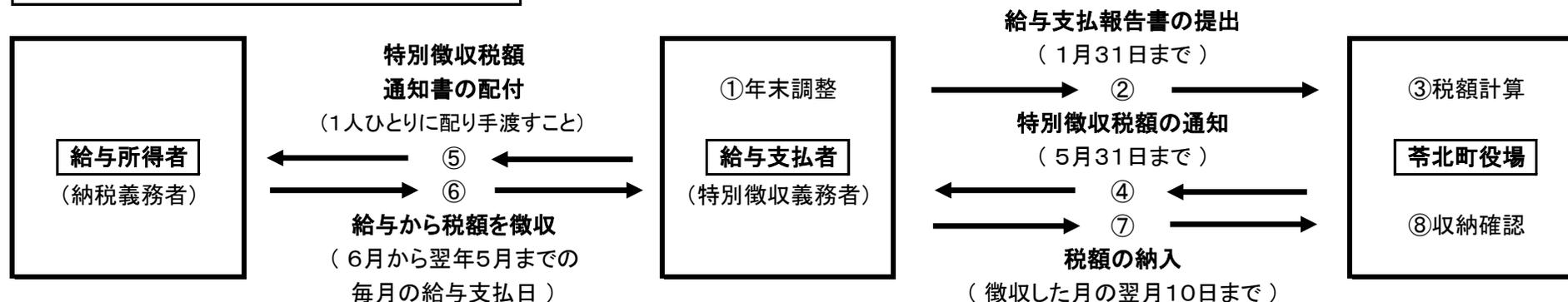
苓北町農業協同組合、肥後銀行、熊本銀行、天草信用金庫、熊本県信用組合、九州内のゆうちょ銀行及び郵便局(沖縄県を除く。)、苓北町役場及び各出張所

◎ 九州外のゆうちょ銀行及び郵便局(沖縄県を含む。)をご利用の場合、次ページの「郵便局指定通知書」を郵便局に提出することで利用可能になります。一度「郵便局指定通知書」を提出すると、次年度からは提出の必要はありません。

◎ 銀行送金をされる場合

「苓北町志岐350番地1 苓北町農業協同組合 本所(普通・口座番号4270002) 苓北町会計管理者」宛にお願いします。

特別徴収(差引き)の方法による納税のしくみ



<郵便局の指定について>

(九州外のゆうちょ銀行及び郵便局をご利用の場合)

特別徴収税額の納入について、**九州外**のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を含む。）を利用される場合は、右の「郵便局指定通知書」に郵便局名を記入して、当初納入される際その郵便局に提出してください。

一度郵便局指定通知書を提出すると次年度からは提出の必要はありません。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

郵便局長 殿

年 月 日

熊本県苓北町長 山崎 秀典



郵便局指定通知書

貴局を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定により、当町の町民税・県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので通知します。

口座番号 01950-1-960086

加入者の名称 苓北町会計管理者

取りまとめ局 ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター

<退職や税額変更などによる納入金額の訂正について>

熊本市 茶北町		個人 町・県民税		納入済通知書	
市区町村コード		口座番号		加入者名	
4 3 5 3 1 7		01950-1-960086 茶北町農協 本所 4270002		茶北町会計管理者	
納入金額(1)		①		円	
年 月分		指 定 番 号		納 入 金 額	
: : : :		: : : : : : : : : :		給与分 (一括徴収分を含む) ②	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		退職所得分 ③		延滞金	
納期限		督促手数料		合計額 ④	
取りまとめ局 ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター (〒812-8794)		(特別徴収義務者)		(2)	
領収日付印		住所 又は 所在地		氏名 又は 名称	
上記のとおり通知します。(受付店→指定金融機関→茶北町)				(茶北町保管)	

※ 税額の変更があった場合は、変更後の納入書を再発行しますのでそちらをご使用下さい。お手元に届いていない場合は、以下の要領により訂正のうえ納入してください。

- 税額に変更があった場合や退職等により残りの税額を一括徴収した場合は、
 - ①「納入金額(1)」に印字された金額を横線で抹消し、
 - ②「給与分(一括徴収分を含む。)」に正しい金額を記入してください。

- 退職等により、退職金に係る分離課税の所得割を納入する場合は、③「退職所得分」にその金額を記入してください。
なお、必ず裏面の「町民税・県民税納入申告書」に退職者の明細を記入してください。

※ 退職等による給与分の一括徴収はこの欄には記入せず、②「給与分(一括徴収分を含む。)」に含めてください。

- 「納入金額(2)」の欄に金額を記入したときは、④「合計額」にも記入してください。

- ※ 用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。
- ※ 黒のボールペンで記入してください。
- ※ 金額の頭に¥記号は記入しないでください。

< 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用) >

特別徴収義務者（事業所）様に、当初及び税額の変更が発生した場合は、当該通知書を送付いたします。納税義務者の月割額を記載しておりますので、各月の給与を支払う際に、納付額に記載の金額を毎月徴収してください。

年度途中で税額の変更が生じた場合は、税額の変更があった納税義務者について変更通知書を送付しますので、変更後の月割額を確認いただき、変更後の税額で徴収をお願いします。

なお、変更月からの税額変更が間に合わない場合は、ご連絡をお願いします。

また、すでに納入いただいた税額が、申告等により減額となっている場合は、苓北町から直接本人に還付します。

給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収税額	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額
6月分			12月分	
7月分			1月分	
8月分			2月分	
9月分			3月分	
10月分			4月分	
11月分			5月分	
備考)				

給与所得等に係る特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消を求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



(単位：円)

各月の納付額(納税義務者の月割額の合計額)を記載しています。毎月の納付額は、ここに記載の金額となりますので、最新の通知書で毎月の納付額を確認してください。

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
					6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
					変更月	月											
					6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
					変更月	月											
					6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
					変更月	月											

各納税義務者の、給与から差し引いていただく月割額を記載しています。

＜給与所得者の異動届出書について＞

苓北町ホームページから様式データを取得できます。

苓北町ホームページの申請書ダウンロードから「給与所得者異動届出書」やその他の様式を取得することができますのでご利用ください。

また、様式が足りなくなりましたら、コピーしたものを使用されても結構です。

なお、eLTAXを利用して提出することもできます。

中途退職者の残税額の一括徴収にご協力ください。

本年6月1日から同年12月31日までの間に退職した方については、残りの税額を未払い給与や退職金があればその中から一括徴収できますので、本人に確認のうえできるだけ一括徴収をお願いします。

普通徴収を選択された場合は、未徴収税額分の納税通知書が苓北町から送付されることをお伝えください。

※翌年1月1日から同年4月30日までの間に退職した方については、本人の申出の有無にかかわらず残りの税額を一括徴収することが義務づけられていますので、必ず一括徴収してください。

※ただし、死亡による退職の場合は、一括徴収することができませんのでご注意ください。

退職・休職・転勤・転職・死亡等の事実が発生しましたら 異動届出書の早期提出にご協力をお願いします。

異動届出書の提出が遅れますと、退職・転勤等をした人の分の税額が、「滞納」として取り扱われ「督促状」が発送されます。また、退職・転勤等をした人に一度に高額の負担をお願いすることになりますので、速やかにご提出をお願いします。

(記載要領)

- ①の欄 年度を記入ください。
なお、新・旧年度分がある場合は、年度ごとにそれぞれ1枚ずつ提出してください。
- ②の欄 『給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)』の「指定番号」「宛名番号」欄の番号を記入ください。
- ③の欄 退職等の異動の際に本人に「異動後の住所」を確認の上(特に異動前において社宅や寮等にお住まいだった方等)記入してください。
住所の変更がない場合には、異動時の住所を記入し、異動後の住所が分からない場合には、「不明」とご記入ください。
- ④の欄 『給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)』の当該納税義務者の「特別徴収税額」欄に記載の年税額を記載してください。
なお、年度中途において税額変更があった場合は変更後の年税額を記入してください。
- ⑤の欄 異動後の未徴収税額の徴収方法を記入してください。
- ⑥の欄 退職によって給与を受けなくなった場合に、「その退職した年の1月1日から退職時までに支払いが確定した給与の額」を記入してください。
また、「給与支払額」から控除された「社会保険料額」を記入してください。

給 与 支 払 報 告 収 入 票 **にかかると給与所得者異動届出書**
◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

受付印	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	苓北町志岐666				担 当 者	部署	人事給与係		1	令和 ● 年度
	苓北町長 宛	名称 (氏名)	株式会社 天草商事					氏名	熊本ゆかり		特別徴収義務者 指定番号 9123456	
	令和●年12月20日	法人番号						電話	0969-35-1115		給与所得者 宛名番号 123456	
給 与 所 得 者	フリガナ	ヤマダ タロウ				特別徴収税額	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額	異動の事由
	氏名	山田太郎				4	6月分11月分 から まで	12月分5月分 から まで	令和●年 12月15日	①退職 ②死亡 ③休職 ④転勤 ⑤転職 ⑥長期欠勤 ⑦その他	⑤	「退職」の場合 1月1日から退職時 までの給与(賞与を含む)
	個人番号					41,000	(イ) 円	(ウ) 円				6
	給与の支払いを受けなくなった後の住所	苓北町志岐1番地					20,600	20,400				3,286,525
												上記支払額のうち、 控除社会保険料額
												14,645

(A表) 転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記入ください。

7	名称		電話番号	
	所在地			特別徴収義務者 指定番号 又は 法人番号
月割額 _____ 円を _____ 月分 から徴収するように 連絡 です。 <small>※新しい勤務先には必ず連絡をお願いします。</small>				

(B表) 退職等による残税額の「一括徴収」について、次の欄にご記入ください。

8	異動者印	左記に、異動者の確認印をお願いします。 なお、1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、本人からの申し出がなくても必ず一括徴収してください。	徴収予定 徴収予定月日	徴収額 (上記(ウ)と同額) 円	一括徴収した税額は 12 月分
	山田		R●. 12. 15	20,400	(1月10日納期限)で納入します。
⑨					
⑤の欄の異動後の未徴収税額の徴収方法が「1. 特別徴収継続」の場合は、新しい勤務先に月割額、徴収開始月を連絡し、新しい勤務先の情報を記入してください。					

※苓北町記入欄

税務LAN	一覧表	アクロ

- ⑦の欄 ⑤の欄の異動後の未徴収税額の徴収方法が「1. 特別徴収継続」の場合は、新しい勤務先に月割額、徴収開始月を連絡し、新しい勤務先の情報を記入してください。
- ⑧⑨の欄 ⑤の欄の異動後の未徴収税額の徴収方法が「2. 一括徴収」の場合は、いつ、いくら徴収するのかを記入し、異動者に確認印をもらってください。
また、一括徴収した税額を何月分(何月何日納期限)で納入するかを記入してください。



給 与 支 払 報 告 収 入 特 別 徴 収

にかかると所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

給 与 所 得 者	フリガナ	所在地 (住所)										担 当 者	部署	年度				
	氏名	名称 (氏名)											氏名	特別徴収義務者 指定番号				
	個人番号	法人番号											電話	給与所得者 宛名番号				
給 与 の 支 払 い を 受 け な く な っ た 後 の 住 所	フリガナ	(旧姓)										特別徴収税額	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収	異動の事由が「退職」の場合
	氏名	(年 月 日生)										(ア) 円	月分 月分 から まで	月分 月分 から まで	年 月 日	1. 退職 2. 死亡 3. 休職 4. 転勤 5. 転職 6. 長期欠勤 7. その他 ()	1. 特別徴収継続 (A表を必ず記入) 2. 一括徴収 (B表を必ず記入) 3. 普通徴収 (残額個人請求)	1月1日から退職時までの給与支払額 (賞与を含む。) 円
	個人番号											(イ) 円	(ウ) 円				上記支払額のうち、控除社会保険料額 円	

A表 転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記入ください。

1 の 場 合 (転 勤 等)	名称	電話番号										特別徴収義務者 指定番号 又は 法人番号
	所在地	〒										月割額 _____ 円 を _____ 月分 から徴収するように連絡済です。 ※新しい勤務先には必ず連絡をお願いします。

B表 退職等による残税額の「一括徴収」について、次の欄にご記入ください。

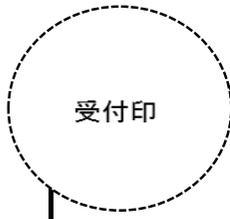
2・3 の 場 合 (退 職 等)	異動者印	左記に、異動者の確認印をお願いします。 なお、1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、本人からの申し出がなくても必ず一括徴収してください。	徴収予定	一括徴収した税額は _____ 月分
	一括徴収		徴収予定月日 徴収額 (上記(ウ)と同額) 円	(_____ 月 日納期限) で納入します。
一括徴収できない理由	◎1月1日から4月30日までの退職者等で、一括徴収できない場合は、該当する理由に○を付してください。 1. 残りの税額(上記(ウ)の税額)を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。 2. その他 理由(_____)			

※芥北町記入欄

税務LAN	一覧表	アクロ

※異動後の未徴収税額の徴収欄が

町民税・県民税特別徴収依頼届出書



受付印 苓北町長 宛 年 月 日	特別 徴収 義務者	名 称 (氏 名)		特別徴収義務者 指 定 番 号																												
		所在地 (住 所)		法 人 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																											
				担 当 者	氏 名																											
					部署・電話																											

次の給与所得者について、普通徴収から特別徴収へ変更してください。

氏 名 生 年 月 日	住 所	通知書番号 <small>(本人宛納税通知書をご参照ください。)</small>	①普通徴収税額 (年 税 額)	②普通徴収 納付済税額	③特別徴収税額 (①-②)	特別徴収 開 始 月	備 考	
(年 月 日生)			円	期	円	円	月	
(年 月 日生)			円	期	円	円	月	
(年 月 日生)			円	期	円	円	月	
(年 月 日生)			円	期	円	円	月	
(年 月 日生)			円	期	円	円	月	

※月末締めで処理を行い、翌月初旬に税額通知書を発送します。
 ※事前に月割額の連絡が必要な場合は右欄に記入してください。

_____ 月 _____ 日までに月割額の連絡が必要。

※納期の過ぎていない普通徴収税額についてのみ、特別徴収へ変更することができます。

※納税通知書に受給者番号が必要な場合は、受給者番号を備考欄にご記入ください。

※苓北町記入欄

税務LAN	一覧表	アクロ



特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

受付印 苓北町長 宛 年 月 日	特別徴収義務者	所在地		特別徴収義務者 指 定 番 号												
				法 人 番 号												
		名 称 (氏 名)		担 当 者	部 署											
		代表者の 氏名			氏 名											
			電 話													

◎ 年 月 日をもって変更しました。

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地		
フリガナ		
名 称		
フリガナ		
書類送付先		
電 話		
変更理由		備 考

- ※変更があった場合は速やかにこの届出書を提出してください。
- ※該当箇所の「変更前」「変更後」の記載が必要です。
- ※所在地・名称・書類送付先には誤読を避けるため、必ずフリガナをご記入ください。

※苓北町記入欄

税務LAN	アクロ

<退職所得に対する町民税・県民税の特別徴収について>

退職所得に係る町民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて納入することになっています。

退職される方で退職手当に係る税額が発生する場合には、P14「退職所得に係る町民税・県民税特別徴収税額納入内訳書(申告書)」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

1 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、苓北町内に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。ただし、1月1日現在、生活保護法の規定により生活扶助を受けている人及び死亡退職の人は、納税義務はありません。

2 税額の計算

退職所得に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率(町民税6%、県民税4%)を適用して計算します。具体的な計算例は次頁をご覧ください。

(1) 退職所得金額の計算

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000円未満の端数切捨て)

(2) 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

イ. 勤続年数が20年以下の場合

$$40\text{万円} \times \text{勤続年数} \quad (\text{80万円に満たないときは、80万円})$$

ロ. 勤続年数が20年を超える場合

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$$

なお、退職手当等の支払いを受ける人が在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記イ又はロの金額に100万円を加算した金額が控除額となります。

3 納入及び納入申告書

- (1) 納入書は給与分の欄と退職所得分の欄とに分かれていますので、必ず**退職所得分の欄に記入して、徴収した月の翌月10日までに納入してください。**
- (2) **納入申告書は、納入済通知書の裏面に記入するようになっていますので、必要事項を記入し、納入してください。**
- (3) 退職所得分を納入した場合は、P12の計算例とP13の記入例を参考に「退職所得に係る町民税・県民税特別徴収税額納入内訳書(申告書)」を必ず提出してください。

<退職所得(分離課税)に係る町民税・県民税の所得割額の計算例>

(1ヶ所から退職所得を受けた場合)

住 所	: 荅北町志岐 1-1	A欄
退職した年の1月1日現在の住所	: 荅北町志岐 1-1	B欄
退職者氏名	: 天草 太郎	C欄
生 年 月 日	: 昭和34年11月11日	D欄
退 職 金	: 14,223,632円	E欄
就 職 日	: 平成12年 4月 1日	F欄
退 職 日	: 令和 7年 3月31日	G欄
勤 続 年 数	: 25年	H欄

(参考) 特別徴収税額の計算の流れ

退職所得の金額 (収入金額-退職所得控 除額) × 1/2	×	税 率		=	税 額	
		町民税	県民税		町民税額	県民税額
		6%	4%		(A)	(B)

1 退職所得控除の計算

勤続年数が20年を超えているため

$$8,000,000円 + 700,000円 \times (25年 - 20年) = 11,500,000円$$

11,500,000円 . . . I 欄に記入

※ 1年未満の端数がある場合は1年に切り上げ

2 退職所得の計算

$$14,223,632円 - 11,500,000円 = 2,723,632円$$

1/2前の金額2,723,632円 . . . J欄に記入

3 退職所得に係る所得割額

$$2,723,632円 \times 1/2 = 1,361,816円$$

(1,000円未満の端数は切り捨て)

1,361,000円 (課税される所得金額)

町民税 $1,361,000円 \times 6\% = 81,660円$

(100円未満の端数がある場合は切り捨て)

81,600円 . . . K欄に記入

県民税 $1,361,000円 \times 4\% = 54,440円$

(100円未満の端数がある場合は切り捨て)

54,400円 . . . L欄に記入

4 納入する町民税・県民税(特別徴収税額)の計算

$$81,600円 (町民税) + 54,400円 (県民税) = 136,000円$$

136,000円 . . . M欄に記入

退職所得に係る町民税・県民税特別徴収税額納入内訳書(申告書) 記入例

荅北町長宛 令和7年3月31日提出	特別徴収義務者	所在地 (住所)	荅北町志岐660	特別徴収義務者指定番号	7654321													
					個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2	3
					担当者	部 署	人事給与係											
		名 称 (氏名)	株式会社 火の国建設 代表取締役 肥後 一郎			氏 名	肥後 かおり											
					電 話	0969-35-1111												

令和7年3月分 (4月10日納期分)	令和7年4月10日納入	人員	1人	納入金額	136,000円
-----------------------	-------------	----	----	------	----------

◎退職所得等の支払を受ける者の内訳

住所又は居所 (A)	荅北町志岐1-1				
退職した年の1月1日 現在の住所(B)	荅北町 志岐1-1	荅北町	荅北町	荅北町	荅北町
氏 名(C)	天草 太郎				
生 年 月 日(D)	昭和34年11月11日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
退職手当等の支払額(E)	14,223,632円	円	円	円	円
就 職 年 月 日(F)	平成12年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
退 職 年 月 日(G)	令和7年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
勤 続 年 数 (1年未満は切り上げ)(H)	25年	年	年	年	年
退 職 所 得 控 除(I)	11,500,000円	円	円	円	円
退職所得控除後の金額(J)	2,723,632円	円	円	円	円
特別徴収税額	町 民 税 額 (K)	81,600円	円	円	円
	県 民 税 額 (L)	54,400円	円	円	円
	合 計 (M)	136,000円	円	円	円
摘 要					

退職所得に係る町民税・県民税特別徴収税額納入内訳書(申告書)

荅北町長宛 年 月 日提出	特別 徴収 義務 者	所在地 (住所)		特別徴収義務者指定番号																
					個人番号又は法人番号															
					担当者	部 署														
		名 称 (氏名)				氏 名														
					電 話															

年 月分 (月 日納期分)	年 月 日納入	人員	人	納入金額	円
-------------------	---------	----	---	------	---

◎退職所得等の支払を受ける者の内訳

住所又は居所 (A)				
退職した年の1月1日現在の住所 (B)	荅北町	荅北町	荅北町	荅北町
氏 名 (C)				
生 年 月 日 (D)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
退職手当等の支払額 (E)	円	円	円	円
就 職 年 月 日 (F)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
退 職 年 月 日 (G)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
勤 続 年 数 (1年未満は切り上げ) (H)	年	年	年	年
退 職 所 得 控 除 (I)	円	円	円	円
退職所得控除後の金額 (J)	円	円	円	円
特別 徴収 税額	町 民 税 額 (K)	円	円	円
	県 民 税 額 (L)	円	円	円
	合 計 (M)	円	円	円
摘 要				

<給与支払報告書の提出について>

1月は給与支払報告書提出の月です。提出期限は1月31日までになっておりますが、事務処理の都合上なるべく早めにご提出いただきますようお願いいたします。

◎ 苓北町ではエルタックス(eLTAX)を推進しています。

従来は紙で行っていた**給与支払報告書の提出のほか、各種手続きや納税**が自宅やオフィス又は税理士事務所等のパソコンからインターネットを利用し手続きを行うことができます。

※エルタックス(eLTAX)とは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。エルタックスは地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営を行っています。

○ 利用できる個人住民税サービス

申告	給与支払報告、給与所得者異動届出、特別徴収依頼届出、退職所得に係る納入内訳
申請・届出	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出
共通納税	特別徴収に係る税額の納付

○ 詳しい内容や手続きについては地方税共同機構へ

- ・電話 0570-081459(平日の9:00~17:00)
- ・電子メール eLTAXホームページ
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)からお問い合わせください。

～ eLTAX ご利用までの流れ ～

- 1 電子証明書を取得する。
次の認証局が発行する電子証明書が必要です。
 - ・公的個人認証局(市区町村役場)
(苓北町の場合：役場税務住民課)
 - ・商業登記認証局(法務局)
 - ・その他民間の認証局
- 2 利用届出を行う。
エルタックスホームページから利用届出ができます。
電子署名を付けて届け出を行うと、利用者IDと仮暗証番号が表示されます。
(受付手続き完了の通知が1～7営業日程度で届きます。)
- 3 PC deskを取得する。
PC desk(地方税電子申告用ソフトウェア)をエルタックスホームページからダウンロード(無料)し、インストールします。
なお、ダウンロードの際は、「2」で取得した利用者IDと仮暗証番号が必要です。